

平成31年第1回大町町議会（定例会）会議録（第5号）						
招集年月日	平成31年3月4日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	平成31年3月15日	午前9時47分	議長	永尾光次	
	閉会	平成31年3月15日	午前10時47分	議長	永尾光次	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 9名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	永尾光次	○	6	内野強美	○
	2	藤瀬都子	○			
	3	諸石重信	○	8	松崎直文	○
	4	早田康成	○	9	原田謹吾	○
	5	中山雄次郎	○	10	中山初代	○
会議録署名議員	9番	原田謹吾	10番	中山初代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	古賀久美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	会計管理者	成富貞伸		
	教育長	船木幸博	総務課長	坂井清英		
	総務課参事	藤瀬善徳	企画政策課長	井原正博		
	生活環境課長	古賀 壯	町民課長	西森明広		
	子育て・健康課長	山崎ひとみ	福祉課長	岩瀬重義		
	農林建設課長	森 光昭	教育委員会事務局長	小木 誠		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成31年3月15日

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第2 継続審査について

日程第3 追加議案等の報告及び上程

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

---

午前9時47分 開議

○議長（永尾光次君）

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、平成31年第1回大町町議会定例会5日目は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（永尾光次君）

日程第1. これより本定例会の議案等を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（中山初代君）

総務文教常任委員会委員長報告を行います。

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を報告いたします。

議案第1号 大町町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第2号 大町町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、議

案第3号 大町町議会議員の議員報酬等及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につい

て、議案第4号 大町町長、副町長及び教育長の給料等支給条例の一部を改正する条例につ

いて、議案第5号 大町町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第8号 大町

町病院事業清算特別会計条例を廃止する条例について、議案第9号 大町町国民健康保険給付費支払準備基金条例を廃止する条例について、議案第10号 大町町国民健康保険基金条例の制定について、議案第11号 平成30年度大町町一般会計補正予算（第4号）について、議案第12号 平成30年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第13号 平成30年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第15号 平成30年度大町町病院事業清算特別会計補正予算（第3号）について、議案第17号 平成31年度大町町一般会計予算について、議案第18号 平成31年度大町町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第19号 平成31年度大町町国民健康保険特別会計予算について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第11号及び議案第17号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定しました。

請願第1号 大町町議会の議員定数削減に関する請願書。

この件につきましては、採択すべきものと決定しました。

以上で当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

#### ○議長（永尾光次君）

産業厚生委員長。

#### ○産業厚生委員長（松崎直文君）

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を報告いたします。

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 大町町水道使用条例の一部を改正する条例について、議案第11号 平成30年度大町町一般会計補正予算（第4号）について、議案第14号 平成30年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第16号 平成30年度大町町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第17号 平成31年度大町町一般会計予算について、議案第20号 平成31年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計予算について、議案第21号 平成31年度大町町水道事業会計予算について、議案第22号 土地改良事業に関する事務委託の変更に係る協議について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第11号及び議案第17号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どお

り可決すべきものと決定いたしました。

以上で当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（永尾光次君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質問を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第1号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第2号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第2号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第3号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。4番早田議員。

○4番（早田康成君）

例年のごとくでございますけれども、現在、佐賀県20市町で、大町町の職員給与指数、ラスパイレス指数につきましては、20市町分の20分の20となっているのが現状です。職員については、子ども・子育て等、給料は生活給となっていることに疑う余地はありません。これに対し、条例案改正内容につきましては、生活給そのものに重要性はないというふうに考えます。

よって、最低でも職員給与の指数が20分の19、または同等の値であれば賛成の余地はありますけれども、人事院勧告とはいえ、現在の状況で控えるべきが当然かと考え、反対いたします。

以上です。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。3番諸石議員。

○3番（諸石重信君）

議案第3号に関しましては、平成28年度大町町一般会計決算額、約37億4,000万円に対し、平成30年度一般会計決算見込み額、約55億8,000万円。

ここで注意してお聞きいただきたいことは、ただ単純にこの額の比較を報酬等に反映させるということではなく、その内容として、これだけの歳入額の伸び及びそれに準じた町民福祉の充実や大町町の健全運営に資する議員活動を努めたとし、この議案第3号に関しては賛

成をいたします。

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第3号については、総務文教委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永尾光次君）

起立多数と認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第4号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。4番早田議員。

○4番（早田康成君）

前条の案と同様の内容から反対いたします。

以上です。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。3番諸石議員。

○3番（諸石重信君）

議案第4号に関しましては、先ほど申し上げた理由、そして、同じくこの比較を給与等にただ単純に反映させるということではなく、それだけの町民福祉の充実や大町町の健全運営に努められたと評価させていただき、この議案第4号に関しましては賛成といたします。

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第4号については、総務文教委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永尾光次君）

起立多数と認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第5号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第5号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第6号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第6号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第7号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。10番中山初代議員。

○10番（中山初代君）

この条例改正は、消費税10%に増税するための条例改正です。あくまでも消費税増税反対の立場から反対いたします。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。6番内野議員。

○6番（内野強美君）

この条例改正については、10月からこれが行われますので、この間の条例分についての消費税相当額に加えた分というのは、報告どおり、私、賛成いたします。

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第7号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永尾光次君）

起立多数と認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第8号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第8号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決することに決定いたしました。



た。

議案第9号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第9号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第10号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第10号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第11号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第11号については、総務文教、産業厚生各委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第12号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第12号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第13号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第13号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第14号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第14号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第15号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第15号については、総務文教委員長どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第16号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第16号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第17号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。10番中山初代議員。

○10番（中山初代君）

議案第17号、一般会計の予算に反対討論をいたします。

今議会の大きな特徴は、消費税増税に備えた議案、予算が提出されています。10%の増税を前提とした予算計上となっています。条例改正案だけでなく、一般会計や上水道なども10%増税を見込んだ予算案が提出されています。

安倍内閣は、10月からの増税の立場から、軽減税率導入やポイント還元などなど低所得者対策や景気対策等を打ち出していますが、ますます小売現場に混乱を引き起こそうとしています。

そういうことから菅官房長官は、新年度予算成立後に増税の最終判断をしたいという趣旨を語っています。まだ最終判断がないときに10月からの増税を前提とした予算書に反対いたします。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。3番諸石議員。

○3番（諸石重信君）

議案第17号に関しまして、御指摘の消費税計上は、当町としても年度中に予算額のずれが生じないように、予定されている消費税10%の引き上げ分を転嫁し計上するという国の指導に基づいた額となっているものです。よって、これに関しては賛成といたします。

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第17号については、総務文教、産業厚生各委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永尾光次君）

起立多数と認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第18号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第18号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第19号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。10番中山初代議員。

○10番（中山初代君）

議案第19号、国民健康保険特別会計予算に反対討論を行います。

日本共産党は、高過ぎる国保税を引き下げ、住民と医療保険制度を守るという国保政策を発表いたしました。今回の国保政策は、最大の目玉は1兆円の公費負担増によって国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるという住民負担の抜本的軽減策を打ち出したことにあります。

国保は、年金生活者、失業者、健保非適用者の事業所に勤める労働者、零細経営の事業者など所得の低い人が多く加入する医療保険です。加入者には、障害者や難病患者など医療を切実に必要とする人も少なくありません。また、赤ちゃんが生まれたら人头割が課せられ、加入者の所得は低いのに保険税が一番高い、この矛盾が深刻化する中で、高過ぎる保険税が低所得世帯を苦しめ、生活に困窮する人が医療を受ける権利を奪われている、そういう事態が起こっています。

現在、大町町で保険税が納められず短期の保険証が渡されています。1カ月の保険証は10世帯15人、3カ月の保険証は13世帯17人、6カ月の保険証は13世帯18人、資格証、所在不明の方が1人と報告を受けましたが、正規の保険証がない人たちがこんなに多いのです。保険証があっても、窓口負担がなくて受診抑制し手おくれになった事例も新聞で報道されました。

大町町は、年間保険税額は江北町の次に県内2番目に高い国保税であることは、佐賀新聞の記事に示されていました。町民は、保険税を納め切れない人が多いこともわかりました。私は12月議会で1兆円の公費負担を求め、国保税を協会けんぽ並みにと請願書も提出しました。町議会は不採択にしました。請願書や意見書など、どんどん国に届け、本気で高過ぎる

国保税を引き下げる努力をすべきだと思います。1兆円の公費負担を求め、このことは国に求めるのは紙切れ1枚で済むわけですから、町議会でどんどん国へ上げていくべきだと思います。正規の保険証を全世帯が持てるように命がけで取り組んでいくべきだと思います。

議案第19号には反対いたします。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。3番諸石議員。

○3番（諸石重信君）

議案第19号の先ほどの御指摘に関しましては、協会けんぽの場合、保険料の負担が事業主と被保険者が折半で負担しているというのが国民健康保険との大きな違いであり、ただ単純に被保険者のみの負担額を比較できるものではありません。

また、先ほどの文の中にありました、赤ちゃん、お子様が生まれたらということも、協会けんぽでは扶養として親御さんがお支払いをするということでございます。

また、平成26年度の全国知事会要望により、政府は平成27年度1,700億円、平成30年度より3,400億円の交付金を国保運営に投入しております。同時に、法によって県単位の広域運営により、9年後をめどに保険税の平準化を目指しております。よって、国民健康保険に関する御指摘の件は、現状においての被保険者の負担軽減、国保運営の健全化に努められているものとみなします。

また、先日の新聞報道によるものは佐賀県が出されたもので、これに対し大町町は、町民の方々の負担を少なくするために、前年度と変わらぬ保険税ということで進めておられます。

よって、この議案第19号に関しましては賛成といたします。

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第19号については、総務文教委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永尾光次君）

起立多数と認めます。よって、議案第19号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第20号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第20号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第21号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。10番中山初代議員。

○10番（中山初代君）

この議案には、消費税10%増税反対の立場から反対いたします。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

この件に関しては、委員会のほうでみんなと協議をいたしました。その結果、賛成といたします。

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第21号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永尾光次君）



起立多数と認めます。よって、議案第21号は原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第22号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第22号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決することに決定いたしました。

請願第1号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。10番中山初代議員。

○10番（中山初代君）

請願第1号、これは議員定数削減に関する請願書ですが、3月議会に出されるのは非常識だと思います。余りにも直前過ぎます。請願書に反対いたします。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。4番早田議員。

○4番（早田康成君）

大町町議会の議員定数削減に関する請願というものが2月25日に提出されました。賛成の意見を申し上げます。

まず、請願の趣旨から申し上げますと、少子・高齢化時代となり、人口も最盛期の4分の1となっている。人口に対し、現在の議員数は多い、少ないと短絡的に結論を出せるもので

はないが、人口7,000人を切った大町町民の声は、大町町の議員数は多いのではないかとの意見が各区長に寄せられているのが現状である。

議員数を減らすことばかりに偏っての請願ではない。町民の意見を反映させるため、議員からの多くの意見をもって論議することの重要性は十分承知しているところである。しかし、将来を展望した場合、避けて通れない課題であり、町民の意見は重視すべきところでもある。本議会においては、町議会議員の定数を削減することについて請願し、審議を求めるものであるという内容でございます。

この請願内容につきまして、私の意見を申し上げます。

まず、関係法令から申し上げますと、地方自治法第91条では、「市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。」と定められております。その基準に沿った場合、大町町の人口では、現在6,500人強となっておりますので、当該議員定数の上限は18人未満と法律で定められているところでございます。よって、現在10人の定数はその範疇にあるとして、条例に問題はありません。

それでは、今後、法律に定める範疇であるからこのままの定数でよいかとした場合、社会情勢は刻々と変化していること、将来を見越した物の見方、考え方が要求されることが必須であると考えます。この議員定数の削減問題につきましても、例外ではございません。情勢の変化から、この請願内容に対し、私は賛成の立場をとらせていただきますが、この賛成について、ただやみくもに答えを出したわけではありませんので、その旨を申し上げます。

地方議員については、不要論を含め、全国的に議員定数の削減が求められております。請願内容も同様の観点からと推測されることから、削減要求に関する問題点について拾い上げてみました。その要因として取り上げたのが、次の5項目でございます。申し上げます。

1つ目、財政が逼迫し、行財政改革の観点から議会も予算を減らすべきだといった財政要因。

2つ目、近隣や同規模の自治体も議員定数を減らしているという横並び要因。

3つ目、人口が減少しているから、その代表たる議員の定数も減らすべきといった人口要因。

4つ目、議会が住民の代表機関として仕事をしているように見えない不審要因。

5番、立候補者が少なく、無投票選挙、立候補者数が定数を下回るような気配がある選挙

要因。

以上のような問題点を考えるべきと判断いたしました。よって次に、この判断に基づき、5つの問題点について分析、検討した結果内容について申し上げます。

1つ目の財政要因については、議員数を1人、2人減らしても、削減による財政効果は小さい。むしろ、議会費に対する地方交付税の措置も考慮すべきである。よって、失うもののほうが大きいのではないかという考え方もしなければなりません。

2つ目の横並び要因につきましては、大町は近隣の町と人口の差はあっても、議員数が同じであるというのはふぐあいではないか。例として、1万人近い人口の隣町と定数が同じというのは改善の余地があるというふうに考えます。

3つ目の人口要因については、人口減を議員定数に結びつけて考える根拠は弱い。人口が減少しても、議員、議会の仕事は減らないというふうに考えます。むしろ、地方分権、議会改革で仕事の量はふえるのではないかという懸念を考えなければならないと考えます。

4つ目、不審要因につきましては、請願の趣旨の中にも「町民の多様なニーズをくみ取り、行政施策として反映させるとともに執行機関のチェック機能としての役割を持っていますが、現状の議会には町民の信託に十分に応えているとは言い難い」とあります。とはいうものの、議会中の議案質疑、一般質問、各委員会、質疑、討論、採決時の傍聴席は、この4年間ほとんど空席が目立ちました。本要因について、一般論として議会に対するマイナスイメージが強調され、議論が定数削減の方向に流れてしまっているのではないかと考えることが必要かと思えます。

5つ目の選挙要因につきましては、4月の地方選挙では立候補を予定されている方は定数を超えていると聞き及んでいるところでございます。選挙要因に関しては当てはまらないと考えるべきだと思います。

今申しました5項目の問題点を取り上げ、その問題点を分析、検討した結果、この5項目のうちの2項目め、横並びの要因が最大要因なものかと判断しました。よって、残りの4項目にかかわる種々の内容を考察し熟慮した結果、メリット、デメリットもそれぞれあるとしても、総論として大町町の議員定数削減は妥当であり、賛成できるものと決心させていただきました。

以上です。

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

請願第1号については、総務文教委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永尾光次君）

起立多数と認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

## 日程第2 継続審査について

○議長（永尾光次君）

日程第2. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申し出が提出されております。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、議案1件、発議1件が追加提案されましたので、日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加議案等の報告及び上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、日程第3に追加議案等の報告及び上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

## 日程第3 追加議案等の報告及び上程

○議長（永尾光次君）

日程第3. 本日、議案1件、発議1件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

ただいま朗読させました議案第23号、発議第1号を一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（永尾光次君）

日程第4. これより追加議案等の提案理由の説明を行います。

なお、議案第23号については教育長に対する人事案件ですので、船木教育長の退席を求めます。

〔船木教育長退席〕

○議長（永尾光次君）

議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

本定例会の開会日をお願いをしておりました追加議案としまして、大町町教育委員会教育長の人事案件につきまして御審議賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

これより追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第23号 大町町教育長の任命について。

現教育長である船木幸博氏の任期が平成31年3月31日で満了となりますので、引き続き船木幸博氏を大町町教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永尾光次君）

続いて、発議の提案理由の説明を提出議員により行います。8番松崎議員。

○8番（松崎直文君）

提案理由の説明をいたします。

発議第1号 大町町議会議員定数条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

提案内容は、大町町議会議員定数条例の本則中の定数10人を8人に改めるものであります。

町議会の議員定数は、地方自治法第91条第1項に基づいており、平成23年の地方自治法改正により法定上限数は撤廃され、それぞれの団体において条例により自由に定めることがで

きるようになっております。

当町議会の議員定数の推移については、御承知のことと思いますが、改めて申し上げますと、昭和22年、議員法定数30人に対して条例において30人と定めてスタートをしました。その後、昭和29年に22人、昭和41年に18人、昭和50年に16人、平成15年に15人、平成17年に10人と定数を削減し、現在に至っているところでございます。現在の定数10人に条例を改正した折には、当時の町長の諮問機関である行政改革審議会から議員定数は8人という答申が出たようですが、当時の議会で慎重かつ真剣な議論が行われ、5人削減と決められた経緯がございます。

議員定数の適正化については、意見が分かれるのはやむを得ないところであります。議員定数を定める要素は、議会が住民の代表機関であることに鑑み、その定数母体である住民の数を考慮し、また、代表機関としての性格を有する合議体として議員が一堂に会し、住民を代表しつつ、討論の過程を経て多元的な意思を統合し、町の意見を決定するにふさわしい規模であることが必要であります。

その判断の一つである議員1人当たりの人口数を見ても、平成17年の議員1人当たりの人口は816人、現在は654人です。上限が撤廃されても、多様な民意を反映するためには一定の議員数が不可欠であることには変わりありませんが、14年余りで20%近くの人口が減少したという現実は重く受けとめざるを得ません。

今後も、残念ながら人口減少が進んでいくと思われ、また、それに伴い町の財政運営も厳しくなるのではと予想をされる中、議員の定数については議会としても再度検討する時期に来ているのではないのでしょうか。

今日、地域社会は激動する経済・社会情勢の中で日々進展し、変革しており、議会も行政もこれに的確に対処することが求められております。そのため、議員みずから率先垂範を行い、議員活動の守備範囲を大きく広げて住民の方々の声を広く聞くとともに、協働・協調のまちづくりに取り組む必要があると改めて認識をいたしております。

それらのことを踏まえた上で、議員定数を現行の10人から8人とし、2人削減の条例改正を提案するものであります。

何とぞ議員皆様方の格別の御配慮をいただきまして、満場一致の御賛同をよろしくお願い申し上げます。発議第1号 大町町議会議員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（永尾光次君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。6番内野議員。

○6番（内野強美君）

議案第23号について質問いたします。

現在の船木幸博教育長でございますが、この任期について、3月31日までですけれども、これから何年間の在任期間があるんですかね。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えいたします。

任期につきましては3年となっております。

以上でございます。

○議長（永尾光次君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第23号については、町長提案どおり、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、大町町教育長には船木幸博氏を任命同意することに決定しました。

ここで船木教育長の出席を求めます。

〔船木教育長着席〕

○議長（永尾光次君）

始めます。発議第1号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。10番中山初代議員。

○10番（中山初代君）

発議第1号に反対討論をいたします。

定数条例改正、きょうは3月15日です。19日は立候補者に選挙説明会が行われます。4月16日は大町町議会議員選挙の告示日です。ちょうど1カ月前ですよね。本当に非常識過ぎます。やめる人たちがもっともらしい口実を並べられていますが、今から選挙に出ようとしていいる人たちを出にくくするものです。うわさによれば、現職のかかりの人たちが出馬しないと耳にしていますが、後身に道を譲るということはあってよいと思いますが、後身の道を閉ざすということは非常識だと思います。

現在10人の議員定数ですが、町議会が町民要求を、また、暮らしを守っていくためのことを審議するために、また、町政を監視するために10人の定数は最低必要です。定数削減に反対いたします。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。4番早田議員。

○4番（早田康成君）

私は賛成の立場から考えを申し上げます。

先ほど請願のところで申し上げた内容、5項目の要因を検討した結果ということで決心させた内容を述べさせていただきましたけれども、今度ここにおいて問題点となってくるのが議員の定数によるものです。よって、ここからは定員がいかにあるべきかといったことに対



し考慮しなければなりません。私は、この内容につきましては、7名、8名、9名の範疇からと考えてまいりました。議会として体をなす最低人数は何名かといったものの検討が要求されるわけでございます。

今回、目的議員定数10人から8人への提案につきまして賛成した理由について申し上げます。

ここで十分考えていかなければならないのが、議員数は奇数が適切なのか、偶数が適切なのかといった点であります。地方自治法の第116条第2項で、「議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。」と定めております。議長は表決権を持ちません。しかし、同法同条第1項で、「可否同数のときは、議長の決するところによる。」と議長の採決権を認めているわけでございます。したがって、表決において可否同数であれば、議長の採決をもって可否が決定されても、法的には定められたものであり、問題とするところはありません。

しかし、ここで会議原則、これについて一考しなければならないと考えます。それは、議長の会議指導原則でございます。会議の主宰者たる議長は、職務の遂行に当たり、冷静かつ厳正公平で中立でなければならないという原則がございます。これによって、議長は問題に対する表決に加わらないというのがこの理由になるわけでございます。議論の段階では中立であった者が、議長の議決となったら、どちらかのほうにつくということでは、いかにも違和感を感じる。

したがって、この定数について分析、検討した結果、今後の議会の目的を達成するための戦略、これに付随するところの戦術を的確に遂行する我が行動としては、定員7名では町民の意見を集約できない危険性がある。議会の体をなすことはできないと判断します。9名、8名の選択のうち議長を加えた偶数の8名がただいまの内容から判断できて、8名が妥当だという判断をいたしました。

以上をもって賛成いたします。

**○議長（永尾光次君）**

採決いたします。

発議第1号については、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（永尾光次君）**

起立多数と認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決することに決定しました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、平成31年第1回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、ありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

午前10時47分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月15日

議 長 永 尾 光 次

会議録署名議員 原 田 謹 吾

会議録署名議員 中 山 初 代

局 長 田 島 宏 隆